平成３０年（フ）第１８８号
熊本県菊池郡大津町大字大津1496番地２　市原アパート　201号
債務者　瀬戸山文子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１９９号
熊本市南区城南町舞原394番地２　ビレッジハウス城南１号棟403号、前住所熊本市南区城南町藤山3366番地12　カーム藤山１
債務者　岩崎　栄一
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４６号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷124番地２
債務者　安藤　正樹
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第４９号
鹿児島県曽於郡大崎町岡別府40番地
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第８１号
北海道苫小牧市青雲町１丁目12番２号
債務者　藤原　三男
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第１４号
秋田県大館市下代野字代野道北107番地１、前住所神奈川県相模原市中央区相生１丁目10番17―410号
債務者　髙畑　伴光
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成３０年（フ）第４７号
群馬県みどり市笠懸町阿左美3617番地13
債務者　桑原　啓子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第４８号
群馬県桐生市広沢町５丁目5007番地の10、旧住所群馬県太田市高林東町2495番地２
債務者　貝原　智子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第５１号
富山県射水市朴木２番地１　カトレーヌ新湊106
債務者　うきうきカンパニィＣＨＡＫＯこと茶谷　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第１３９号
山梨県南アルプス市有野1216番地
債務者　櫻本　博美
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８０号
三重県員弁郡東員町穴太2400　東員病院内、住民票上の住所三重県四日市市生桑町914番地１　さくらサービス生桑寮101（前住所）
三重県四日市市西坂部町2300―３
債務者　下尾　　進（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第９４号
三重県四日市市ときわ１丁目１番12号
債務者　伊藤　茂子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第３５１号
京都市右京区太秦樋ノ内町７番地95　ベイト太秦202号室
債務者　中西　智也
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４５９号
京都市中京区高倉通竹屋町下る福屋町717番地８
債務者　内田　千穂
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５０８号
京都市西京区山田南山田町３番地３　第弐ウエストヴュー　101
債務者　西　　美帆
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５６０号
京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町38番地14
債務者　神谷　知世
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係